

## はなまき荘デイサービスセンター指定通所介護事業所

### 〈サービス利用料金（1回あたり）〉

令和3年4月1日現在

下記の料金表によって、利用者の要介護度・負担割合に応じ、サービス利用料金合計の1割、又は2割の金額（自己負担額）及び食費をお支払い下さい。（利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

区分	基本料金	入浴加算	サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	合計	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	食費
要介護1	6,550	400	180	420	90	7,640	764	1,528	500
要介護2	7,730			490	100	8,900	890	1,780	
要介護3	8,960			560	110	10,210	1,021	2,042	
要介護4	10,180			630	130	11,520	1,152	2,304	
要介護5	11,420			710	140	12,850	1,285	2,570	

☆ご自宅と事業所間の送迎を行わない場合は、片道につき47円利用料金から減算いたします。

☆はなまき荘デイサービスセンター指定通所介護事業所と同一建物（花巻市養護老人ホームはなまき荘）からはなまき荘デイサービスセンター指定通所介護事業所に通う利用者は、1日につき94円利用料金から減算いたします。

(※)令和3年9月30日までは、利用者負担金額(1回あたり)に1か月の利用回数に乗じた額に+0.1%(小数点以下四捨五入。但し、一元未満となる場合は小数点以下切り上げ)加算となります。

## 花巻市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業

### 〈サービス利用料金〉

令和3年4月1日現在

(1) 第1号通所事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

#### 【基本部分：介護予防通所介護相当】

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）
事業対象者 要支援1	3,800円（1回につき） （月4回まで）	384円	768円
	16,550円（1月につき） （月4回を超える場合）	1,672円	3,344円
要支援2	3,910円（1回につき） （月8回まで）	395円	790円
	33,930円（1月につき） （月8回を超える場合）	3,428円	6,856円

(注1) 上記の基本利用料は、花巻市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(※)令和3年9月30日までは、利用者負担金額(1回あたり)に1か月の利用回数に乗じた額に+0.1%(小数点以下四捨五入。但し、一元未満となる場合は小数点以下切り上げ)加算となります。

### 【加算：介護予防通所介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）		加算額		
			基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）※	別に厚生労働大臣 が定める基準に 適合している場合	事業対象者 要支援1	720円	72円	144円
		要支援2	1,440円	144円	288円
介護職員処遇 改善加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合		上記基本部分と各種加算の合計の 5.9%		
介護職員等特定 処遇改善加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合		上記基本部分と各種加算（介護職員処遇改善 加算Ⅰは除く）の合計の 1.2%		

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注2) 通常の事業の実施地域以外にお住まいの方で、その地域が厚生労働大臣が定める  
中山間地域であるときは、利用料金に1回につき5%の割増料金が加算されます。

### 【減算：介護予防通所介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件（概要）		減算額			
			基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	
同一建物減算	当該減算 の要件に 該当した 場合	事業対象者 要支援1	1回につき (月4回まで)	940円	94円	188円
			1月につき (月4回を超える場合)	3,760円	376円	752円
		要支援2	1回につき (月8回まで)	940円	94円	188円
			1月につき (月8回を超える場合)	7,520円	752円	1,504円

### (2) その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき500円の食費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適 当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の 回り品など）について、費用の実費をいただきます。